

千葉市における障害者差別に係る相談の流れ

市民等からの相談（電話・電子メール・来庁等）

事業者等に対する状況確認について市が対応可能な場合

市職員による事業者等への確認

※事業所等への対応にあたっては、状況に応じ、県の広域専門指導員に相談・協力を求める

市職員から相談者の求めに応じ、事業者等に確認した内容を説明

状況に応じて

・相談を受けた事案について、当該相談内容の情報を共有すべき事案である場合
・複数の機関等によって解決を図る事案など、関係機関等の幅広い意見等を基に対応すべき事案である場合

障害者差別解消支援部会の開催

・相談事例の共有

障害者差別の解消に関する共通認識を持ち、地域全体の相談に係る対応力の向上につなげる

・相談の解決に向けての助言等

関係機関等の役割に応じて、相談の解決に向けての助言等を行う

※ 紛争解決に向けての直接的な斡旋、調整等は行わない
→ 千葉県の広域専門指導員及び県の調整委員会につなげ解決を図る

・県内他市における障害者差別に係る相談の場合
・事業者等に対する状況確認について市の対応が困難な場合

県条例による対応

広域専門指導員による相談につなげる（場合によっては県の調整委員会による斡旋等）

状況に応じて

解 決